



日本企業向け法務サービスのご案内

徳勤商務法律事務所 2023

日本企業向け 法務サービス



企業法務：契約書のレビュー、会社の業務に関する法律相談の対応、主管機関への対応支援



M&A：株式取引、Joint Venture、関係会社組織再編



労務：会社の内部規程、労使紛争、コンプライアンスに関する相談対応



争訟：訴訟及び関連手続の代理、消費及び権利侵害に関する紛争の解決支援

企業法務：会社の日常業務上の法務問題に関するお悩みの解決支援



契約書レビュー

企業の事業運営に関する取引、請負、販売、工事、技術提携等の各種契約書のレビュー・作成支援。また、国内及びクロスボーダーの契約について、日本語、英語、中国語での対応が可能。

業務に関する 法律相談

企業が日常の業務を行う中で、公正取引、消費者保護、食品安全、工場設置、会社における意思決定プロセスのコンプライアンス、新事業に係る規定の遵守等に関して直面する様々な法的問題の解決を支援。

主管機関への 対応

業務の許可申請に関する相談対応及び主管機関への対応支援、主管機関の処分に対する対応及び主張に関する支援、新規業務の申請に関するリーガルチェック及び折衝のサポート等。

企業法務：主な実績、事例紹介

日系企業向け 顧問弁護士サービス

- 多くの日系企業の法律顧問を務めており、半導体をはじめとする、金融、飲食、小売、エネルギー、IT等の業種で法律相談サービスを提供している。

クレジットカード業務に係る リーガルチェック

- クレジットカードに係る新規業務・サービス実施前の法令調査及びアドバイスを行っている。
- 消費者紛争、クレジットカードに関する契約条項・特典、クレジットカード業務、及び消費者保護法、公平取引法の遵守に関する相談に対応している。

日本企業の 台湾進出に関する支援対応

- 事前に許可の要する旅行業、ホテル業、建設事業に関連する法規制の調査・整理を支援している。
- 政府の関連部門への対応、意見調整、進出の可能性についての相談などのサービスを提供している。

M&A：日台における友好的協業のサポート



株式取引

日本企業がM&Aで対台湾投資を行う際に、最も手近な方法。取引形態の確認、法務デューデリジェンス、投資契約の作成・レビュー、取引関連相談への対応等の支援サービスのほか、その他のM&Aモデルに関するコンサルティングも提供する。

Joint Venture

取引条件の折衝、合併契約、技術許諾契約、資産譲渡契約等の取引関連契約書の骨子の策定・作成について支援する。また合併会社設立初期において内部制度の立案についての法律相談に対応する。

関連企業組織再編

台湾に古くから進出している日本企業は、親会社の組織拡大に伴い、次々と台湾に異なる子会社を設立し、その後グループ組織の業務調整に合わせて、台湾子会社の統合を行うケースが多く、クライアントに対し、スキームの起案及び統合過程における契約書の作成・労働者問題解決を支援している。

M&A：主な実績、事例紹介

日本企業の台湾バイオ産業 への参入事案

- 日本企業の顧問弁護士を務め、法務デューデリジェンス、投資契約のレビュー、公募増資による新株発行に関する台湾証券取引法の相談に対応した。

日本企業と台湾上場会社と の合併事業案

- 日本企業と台湾上場会社による台湾における光学ガラスの製造及び販売に発展する合併会社の設立に対応した。
- 契約書の骨子の策定、取引条件の交渉及び関連契約書の作成を支援した。
- 合併会社成立後、当該会社の法律顧問を務めている。

関連企業組織再編

- 数多くの日本企業グループにおける台湾子会社の統合に係る相談に対応してきた。
- 法規制調査、事業統合契約のレビュー、労働者の継続雇用及び解雇に対応してきた。

労務：働きやすい職場作り、円満退職



内部規程

会社設立初期から労働契約、秘密保持契約、就業規則、労使協議の内容など、従業員を雇用する際に必要な内部書類の作成やレビュー及び法令に係る定期データ更新を支援する。

労使紛争

労働者解雇、労働者の不法行為、セクシャルハラスメント又はパワーハラスメントを含むそれぞれの相談について会社内部のあらゆる紛争の処理、労使紛争の調停代理、内部調査、協議等の手続に対応する。

コンプライアンス

残業、勤務時間、賃金等クライアントの人事部門が日常的に処理する労務に関する法規制の相談に対応する。また、日系企業の親会社による台湾子会社の労働法に関するコンプライアンス実施状況の把握を支援する。

労務：主な実績、事例紹介

会社内部の労務関連規程の整備

- 多くの日系企業に会社設立初期の労働関連契約、就業規則の作成、労使協議会の開催を支援している。
- 最新の法令に応じ、上記書類を更新する。
- 日系企業の台湾法令と日本法令の相違点の把握を支援するとともに、一般的な不備又は紛争の注意点を告知する。

労使紛争の解決

- 不動産業を営む日本企業の台湾子会社の刑事訴訟代理人として労働者の公金横領疑惑を訴追した。
- 労使紛争の解決、調査会議の主宰・実施、会社の代理人として労働者の主張及び紛争の解決に対応することを支援する。

コンプライアンス

- 日本親会社からの出向者である日本人管理責任者がいない場合の子会社の労務状況の適法性の確認、調査報告の作成及び改善策の提案に対応する。
- 労働検査の対応及び不備の改善を支援する。

争訟：積極的に権利を主張し、もっとも効率的な紛争解決策を探る



訴訟及び関連手続
の代理

契約紛争、債権回収、官公庁の入札案件、株主間紛争、法令違反に伴う各調停、訴訟、仲裁手続を代理する。

消費及び権利侵害
に関する紛争

小売業又はサービス業のクライアントにおける一般的な消費者紛争を取り扱い、代理人として消費者及び紛争調停等の手続を代理する。また、摘発、商品又は商標に係る権利侵害による関連紛争の相談対応及び解決案の提供及び執行を行う。

争訟：主な実績、事例紹介

商品代金及び各種契約紛争に関する請求

- 数多くの日系企業をめぐる商品代金又は各種の契約紛争の初期段階における交渉、調停、訴訟及び強制執行手続の代理をしてきた。
- クロスボーダー取引の初期段階において管轄及び適用の準拠法に係るリスクの分析などを含め、主張が成立する可能性、訴訟又は和解の実行可能性の検討を支援する。

消費者紛争及び団体訴訟

- 旅行会社の顧客情報がハッキングにより漏洩し、消費者基金が消費者に代わって団体訴訟を提起して求償する事件について、会社側の代理人として消費者団体訴訟に対応した。
- 数多くの日系企業の消費者紛争に対応し、会社側の代理人として消費者への対応及び紛争解決を支援してきた。

株主間紛争及び刑事事件

- 日本企業のクライアントが台湾のドリンク専門店の日本総代理店として日本で出店することについて、合併契約又は会社の意思決定による増資及び欠損填補という主張をめぐる株主間紛争の解決を支援した。
- クライアントの代理人として、社内の背任、横領等の刑事事件を取り扱った。

サービスチームの紹介



- 台北市信義区松仁路100号21階
- Tel : 2725- 9968 内線3088
- Fax: 4051- 6888 内線3088
- Mobile: 0972-973-878
- justinchen@deloitte.com.tw

陳彥勳

Justin Y. Chen

マネージング・パートナー弁護士

📄 学歴 :

- 台湾大学EMBA
- 日本東北大学法学修士
- 台湾大学法学士
- 台湾大学政治学士

📄 専門資格 :

- 中華民国弁護士
- 中華民国弁理士

📄 経歴 :

- 徳勤商務法律事務所 マネージング・パートナー弁護士 (現任)
- 建業法律事務所 代表パートナー弁護士兼CEO
- 台湾国際専利法律事務所 弁護士

📄 主な業務分野 :

- 日本企業向け法務サービス
- クロスボーダー/国内の投資、M&A、合併、株式譲渡等の取引
- 台湾資本市場への上場・店頭公開、株式非公開化、企業グループの再編統合
- 会社法、証券取引法等に関するコンプライアンス、コーポレートガバナンス、内部統制制度に関する相談対応
- 労働法令に関するコンプライアンス及び紛争解決支援
- エネルギー、金融又はスタートアップ産業関連の法令に係るコンプライアンスに関する相談対応
- 企業運営上の法的リスクマネジメント、契約書レビュー等に関する相談対応
- クロスボーダー・国内のビジネス紛争に関する相談対応及び解決支援

Deloitte. チームメンバーのプロフィール

Legal

陳彦勳弁護士は、台湾大学法学部を卒業し、日本の東北大学法学修士号を取得後、台湾国際専利法律事務所を経て、建業法律事務所に入所。建業法律事務所在籍時は、代表パートナー弁護士、CEO及び数社の上場会社・店頭登録会社の社外取締役を務めていたほか、日本企業向け法務サービスを専門に扱うチームを立ち上げ、対台湾投資、日台間のクロスボーダーM&A（投資スキームのプランニングと適法性に関するリーガルチェック、法務デューデリジェンス、契約書関連書類の作成・レビュー、行政機関への届出手続のサポート等）及び台湾における出先拠点の通常の営業活動に関する相談、紛争処理（労使紛争、契約紛争、消費者紛争、訴訟手続等）について100社超の日本企業のクライアントにリーガル・コンサルティングサービスを提供してきました。また、2016年には、クライアントである日本企業へのサービスを拡大するため、日本法務省の承認を受け、外国法事務弁護士の資格を取得し、東京に初めての台湾法律事務所の支所として建業外国法事務弁護士事務所を開設しました。数多くの日本の法律事務所及びコンサルティングファームと連携し、多くの日本企業の対台湾投資の案件をサポートしています。

2021年1月に陳彦勳弁護士は、チームを率いて徳勤商務法律事務所に入所しました。自身のチームと当事務所の既存チームの長所と能力を掛け合わせた網羅的なワンストップサービスを提供することで、クライアントの各商業活動が効率的かつ順調に行われることを期しています。



- 台北市信義区松仁路100号21階
- Tel : 2725- 9968 内線3089
- Fax: 4051- 6888 内線3089
- Mobile: 0921-901-773
- yuylin@deloitte.com.tw

林昱瑩

Yuying Y. Lin

シニア弁護士

学歴:

- 日本東京大学法学修士
- 政治大学法学修士
- 政治大学法学士

専門資格:

- 中華民国弁護士
- 中華民国弁理士

経歴:

- 徳勤商務法律事務所 シニア弁護士 (現任)
- 建業法律事務所 パートナー弁護士
- 建業外国法事務弁護士事務所
日本国外国法事務弁護士

主な業務分野:

- 日本企業向け法務サービス
- クロスボーダー/国内の投資、M&A、合併、株式譲渡等の取引
- 会社法、証券取引法、コーポレートガバナンス、金融に関する法規についての相談対応
- 労働法令に関するコンプライアンスと労働関連の紛争解決支援
- 中国語・英語・日本語のビジネス契約書レビュー及び作成
- クロスボーダー/国内のビジネス紛争事件に関する相談対応及び代理

Deloitte. チームメンバーのプロフィール

Legal

林昱瑩弁護士は、政治大学法学部を卒業後、日本の名古屋大学、東京大学に留学し、東京大学法学修士号を取得しています。2008年に建業法律事務所に入所し、一般の民事、刑事訴訟、調停、仲裁手続の代理等、通常の弁護士業務に従事するほか、主に日本企業の台湾拠点に係る契約のレビュー、会社法や労働法等の事業活動に関わる法律問題の相談対応、紛争処理（労使紛争、契約紛争、消費者紛争等）及び日本企業の台湾進出に係る投資スキーム、投資内容の適法性に関するリーガルチェックや法律相談の対応、投資及びM&Aに関する手続の代理又は法律意見書や投資契約の作成等の法務サービスに携わっていました。2018年に日本の法務省の承認を受け、日本の外国法事務弁護士の資格を取得した後、同年10月に建業外国法務弁護士事務所に異動。その後、東京において複数の弁護士事務所と提携し、より直接的な形でクライアントの日本企業に対する法務サービスを提供し、M&A案件、投資案件、台湾法関連の各種相談対応を含め、これまでクライアントへの法務サービスを提供する中で数多くの実績と経験を蓄積してきました。

留学や東京での勤務を通じて、日台のビジネス文化の違いを知り、日本企業の考え方やニーズを理解している林昱瑩弁護士は、クライアントの相談に応じて、迅速かつ的確に、わかりやすく台湾法の規定を説明し、問題解決を支援するリーガルサービスを提供することができます。

Deloitte.

Legal

Deloitteとはデロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTLの全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTLのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆さまへの情報提供として、一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitteならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 ("Deloitteネットワーク") は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

© 2023 徳勤商務法律が著作権を所有しており、すべての権利を留保します。

